

東北大学多元物質科学研究所ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会内規

制定 平成18年5月18日

(設置)

第1条 東北大学多元物質科学研究所（以下「研究所」という。）に、ヒトを対象とする研究に対し、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿う倫理性について審議することを目的として、東北大学多元物質科学研究所ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) ヒトを対象とする研究（以下「研究」という。）の倫理上の適合性に関する事項
- (2) 研究上の事故の対応に関する事項
- (3) その他研究の倫理に関し必要な事項

2 委員会は、必要に応じ、研究責任者に報告を求めることができる。

3 委員会は、必要と認めるときは、研究責任者に対し、研究実施計画の変更又は研究の中止を求めることができる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副研究所長（研究・教育担当）
- (2) 研究所長補佐（安全・コンプライアンス担当）
- (3) 本研究所の専任教授 若干人
- (4) 本研究所以外の本学教授又は准教授 若干人
- (5) その他委員長が必要とする者 若干人

2 前項4号に掲げる委員には、人文・社会科学面の有識者が1名以上含まなければならない。また、前項に掲げる委員は男女両性で構成されなければならない。

3 第1項5号に掲げる委員は委員長が指名する。

4 委員会に委員長を置き、副研究所長（研究・教育担当）をもって充てる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、人文・社会科学面の有識者1名が出席しなければならない。

2 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数によるものとする。

3 委員は、自己が関係する申請の審査の議決に参加することはできない。

(委嘱及び任期)

第5条 委員は、研究所長が委嘱する。

2 第3条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(審査の申請)

第6条 研究を実施しようとするときは、当該研究責任者は、申請書（別紙様式1）を研究所長に提出するものとする。

2 研究所長は前項の申請があった場合には本委員会に審査を行わせる。

（審査結果の通知）

第7条 委員長は、審査の結果を記載した通知書（別紙様式2）を、研究所長に報告しなければならない。

2 研究所長は委員会の意見を尊重し、研究の許可・不許可その他必要な事項を決定し、別に定める様式により研究責任者に通知するものとする。

（異議申し立て）

第8条 前条の審査結果に異議があるときには、研究責任者は、申立書（別紙様式3）を研究所長に提出し、再審査を受けるものとする。

2 研究所長は、前項の申し立てがあった場合には、速やかに本委員会に再審査を行わせ、本委員会の意見を尊重し、再審査の結果を記載した通知書（別紙様式4）を、研究責任者に送付するものとする。

（研究上の事故等）

第9条 研究責任者は、承認を受けた研究において、事故、不具合等の発生があった場合は、直ちに研究を中断し、研究所長及び委員会委員長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項の報告を受けた場合には、速やかな対応を行うとともに、委員会を招集し、必要な措置を講じなければならない。

3 委員長は、前2項による対応の状況・結果を研究所長に報告し、公表しなければならない。

（情報の公開）

第10条 この内規に基づく審査の過程は記録及び保管し、個人のプライバシーに関する事項を除き、公開するものとする。

（秘密の保持）

第11条 委員及び委員会関係者は、職務上知り得た秘密、特に個人のプライバシーに関する事項についての秘密を守らなければならない。委員及び関係を退いた後も同様とする。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、事務部総務課研究協力係において処理する。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成18年5月18日から施行する。

2 この内規施行後最初に委嘱される第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成23年3月25日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日改正）  
この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。